

中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金(ご案内)

中山間地域の中小企業の皆様の人材確保の取組を支援します！

補助対象者

中山間地域(※)に事業所を有する中小企業者、特定非営利活動法人又は組合であって、以下のいずれにも該当するもの

- (1) 労働関係法令を遵守しているもの
- (2) 地域活動を行いやすい職場づくり及び働きやすい職場づくりに計画的に取り組むもの

※ 山村振興法の指定地域、離島振興法の指定地域及び農林水産省の農業地域類型における中山間農業地域に設定されている地域(詳しくは裏面へ)

補助概要

① 職場環境改善費補助

働きやすい職場づくりに向け、トイレ改修などの環境整備に要する経費を補助。

補助率：1/2 ※働き方改革実践企業等に認定されている場合又は「地域貢献活動休暇制度整備促進事業」において企業名等が公表されている場合は補助率2/3

限度額：300万円

② 人材確保促進補助

人材確保を促進するため、新たに雇用した従業員数に応じて補助金を交付。

補助金額：新たに雇用する従業員数×40万円

限度額：80万円(2人分)

※働き方改革実践企業等に認定されている場合、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業」において企業名等が公表されている場合又は就職氷河期世代(昭和41年4月2日から昭和61年4月1日生まれの者)を雇用した場合は120万円(3人分)

③ 企業PR力向上経費補助

企業の魅力をPRするためのホームページ制作等に要する経費を補助。

補助率：1/2 ※働き方改革実践企業等に認定されている場合又は「地域貢献活動休暇制度整備促進事業」において企業名等が公表されている場合は補助率2/3

限度額：(1) ホームページ等制作 30万円 (2) パンフレット等作成 3万円

※ 「職場環境改善費補助」「企業PR力向上経費補助」のご利用を検討されている事業者の方は必ず事前にご相談ください。

申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

※ 予算に限りがありますので、申請多数の場合は交付を受けられないことがあります。

申請先・問い合わせ先

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 TEL(082)504-2238

※ 補助申請の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

広島市ホームページ▶事業者向け情報▶産業振興▶起業・経営・中小企業支援